

別表第1（第4条関係）

補助対象外業種
(1) 農業及び林業
(2) 漁業
(3) 狩猟業
(4) 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）
(5) 娯楽業のうち風俗関連営業
(6) 競輪、競馬等の競走場及び競技団
(7) パチンコホール
(8) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
(9) 芸ぎ業及び芸ぎ周旋業
(10) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業
(11) 集金業・取立業（公共料金及びこれに準ずるものに関するものを除く。）
(12) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
(13) 易断所、観相業及び相場案内業
(14) 学校（学校法人が経営するもの）
(15) 通訳案内業
(16) 不動産鑑定業
(17) 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体
(18) LLP（有限責任事業組合）
(19) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） 第2条に規定する営業
(20) 前各号に掲げる業種のほか、市長が補助金の交付に当たり公序良俗に反する営業等不適当と認める種類の営業